

○国土交通省令第四十七号

海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二の規定に基づき、及び同法を実施するため、海上運送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海上運送法施行規則の一部を改正する省令

海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
(国際船舶) 第四十三条 法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一 三 (略) 四 次のにずれかに該当する船舶であること。 イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶 ロ 液化天然ガスその他の船舶の燃料として使用する場合に二酸化炭素の排出の抑制に資する物質として国土交通大臣が定めるものを燃料とする船舶	(国際船舶) 第四十三条 法第四十四条の二の国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。 一 三 (略) 四 次のにずれかに該当する船舶であること。 イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二条第三項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶 ロ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第六十三条第五号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。） ハ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条第一項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶

2・3 (略)

第九号様式 (第12条の7の10、第43条、第44条関係)

船 船 明 細 書

年 月 日現在

船 名	国 籍		
所有者の氏名又は名称及び住所		船 籍 港	
船 番 号	船 籍 港	航 行 区 域	
船 舶 の 種 類	航 行 区 域	重 量 ト ン 数	
総 ト ン 数	重 量 ト ン 数		

航 海 の 態 様	
船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあつてはその旨	

(注) 1 船舶の種類の種類には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコングラ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。
2 航行区域の種類には、船舶検査証書により適洋、近海の別を記載すること。
3 船舶の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業）の別及び通航区間を記載すること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行日前にされた第四十三条第二項の確認の申請であつて、この省令の施行の際、国土交通大臣による確認をすることができないものについての処分については、なお従前の例による。

二 液化天然ガス運搬船（専らばら積み液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶をいう。）

ホ ロールオン・ロールオフ船（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二十条第十七号の二のロールオン・ロールオフ貨物区域又は同条第十八号の車両区域を有する船舶をいう。）

2・3 (略)

第九号様式 (第12条の7の10、第43条、第44条関係)

船 船 明 細 書

年 月 日現在

船 名	国 籍		
所有者の氏名又は名称及び住所		船 籍 港	
船 番 号	船 籍 港	航 行 区 域	
船 舶 の 種 類	航 行 区 域	重 量 ト ン 数	
総 ト ン 数	重 量 ト ン 数		

航 海 の 態 様	
船舶職員及び小型船舶操縦者法第2条第3項に規定する国土交通省令で定める基準に適合する船舶、同法第20条第1項の許可を受けた船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第63条第5号に掲げる事由により許可を受けたものに限る。）又は同法第23条第1項の承認を受けた者が船舶職員として乗り組んでいる船舶にあつてはその旨	

(注) 1 船舶の種類の種類には、貨物船、油送船、兼用船、ロールオン・ロールオフ船、液化天然ガス運搬船の別を記載し、貨物船についてはコングラ船、自動車専用船、鉱石専用船、石炭専用船、その他の別を、油送船については油送船、LPG船、その他の別を併記すること。
2 航行区域の種類には、船舶検査証書により適洋、近海の別を記載すること。
3 船舶の態様の欄には、当該船舶を使用して営む事業（対外旅客定期航路事業、外航貨物定期航路事業、不定期航路事業）の別及び通航区間を記載すること。